

QA

No.	質問の内容	回 答
1	複数事業者での申請は可能か。	売店運営にあたり複数事業者による協力体制で行うことは問題ありません。ただし、本公募への申込及び保健所の許可申請等の手続は、代表の二者が全責任を持って行うこと。具体的な運営体制については、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて説明してください。
2	過去の遊泳者数は。	過去5年間の遊泳者数は以下のとおりです。 R2:5,444人 R3:5,961人 R4:13,580人 R5:16,031人 R6:15,493人
3	夜間の厨房の施錠は。食材の保管は可能か。	運営事業者に厨房棟の鍵をお渡ししますので、営業終了後施錠してください。冷蔵庫等への食材保管は可能ですが、あくまで自己責任で行ってください。
4	厨房の機材は。	ガスコンロ5口、冷蔵庫1台、冷凍庫1台、冷蔵冷凍庫1台、炊飯器1台、保温ジャー1台、電子レンジ3台があります。これらは地元町内会の所有物のため、営業開始前に町内会立会のもと確認等をお願いします。
5	厨房のコンセント口数、電気容量は。	コンセント10口、50A、100W
6	飲食物の提供以外の業務はあるか。(清掃、浮き輪レンタル等)	休憩施設全体の清掃等管理業務は市の会計年度任用職員が実施するため、売店事業者は飲食物の提供、及びそれに付随した厨房棟内の清掃等が業務となります。浮き輪レンタル等は地元町内会が自主事業として行っています。
7	アルコールの提供は可能か。	可能です。提供する場合は、飲酒運転や未成年者飲酒がないよう注意喚起をお願いします。
8	営業時間の指定はあるか。	厨房棟の利用可能時間は午前9時～午後5時です。事業者の判断でこれよりも営業時間を短縮しても構いませんが、その際にご相談ください。

No.	質問の内容	回答
9	荒天時の閉店基準は。	荒天時に遊泳が危険と判断される場合は遊泳を禁止します。遊泳禁止日に営業する必要はありませんが、事業者判断での営業は可能です。
10	海水浴場開設期間外に売店を運営することは可能か。	可能です。海水浴場開設期間以外の厨房棟利用に関しては公募を実施しないため、高浜園地休憩施設利用許可申請書を提出し、利用許可を受ければ利用できます。
11	業者の負担は施設使用料の230円/日のみか。電気代・水道代等は。	施設使用料のほか、電気代・水道代に関しては実費にて事業者負担いただきます。ガスについては、事業者において契約・支払等を行っていただきます。（仕様書に記載のとおり）
12	シャワー等の施設管理は誰が行うか。	休憩施設全体の清掃・管理、シャワー・ロッカー等施設使用料の収納業務等は、市の会計年度任用職員が行います。
13	浮袋や菓子類の販売は。	浮袋レンタル等は地元町内会が自主事業で行っています。菓子類の販売は事業者判断で実施していただいて構いません。
14	定休日はあるか。	海水浴場は期間中毎日開設するため、定休日は特に設けませんが、開業・休業の判断は事業者で行っていただいて構いません。